

江北町職員障がい者活躍推進計画

令和8年4月
江北町
江北町教育委員会

I はじめに

1 策定の趣旨

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づき、障がい者の雇用の機会を確保し、適性に応じて能力を発揮し活躍を推進するため策定するものです。

2 計画の期間

令和8年度～令和12年度（5年間）

※計画期間内であっても、必要が生じた場合には適宜見直しを行います。

II 障がい者雇用の課題及び目標

1 障がい者雇用の状況及び課題

本町における直近5カ年の障がい者雇用率の状況は、次のとおりです。

年度	R3	R4	R5	R6	R7
法定雇用率	2.60%			2.80%	
実雇用率 【町長部局】	2.09%	1.91%	2.09%	2.07%	2.75%
実雇用率 【教育委員会】	2.78%	2.00%	2.38%	5.19%	

※実雇用率は、当該年度6月1日時点における、職員の実績値です。

※R7年度から特例認定を受けているため、町長部局と教育委員会を合算して実雇用率を算出しています。

現行の法定雇用率を達成するとともに、今後の法定雇用率（令和8年7月以降3.0%）に対応していくため、積極的な雇用や定着の促進、職員の障がい者に対する理解促進、合理的配慮などによる働きやすい職場環境づくりなど、更なる取り組みを検討していく必要があります。

2 障がい者雇用の目標

【数値目標】

計画期間内の毎年6月1日時点で、法定雇用率を上回ることを目標とします。

【評価方法】

毎年の、障害者任免状況報告において、把握・進捗管理を行います。

3 定着率の目標

【数値目標】

毎年度採用した職員のうち、採用後1年間の定着率を100%とすることを目標とします。

【評価方法】

毎年の、障害者任免状況報告において、把握・進捗管理を行います。

III 取組みの内容

1 障がい者の活躍を推進する体制整備

- 障がい者雇用推進者として、人事担当課長を選任する。
- 佐賀労働局や佐賀公共職業安定所等との連携を図り、障がいのある職員に関する各種相談窓口の周知を図る。

2 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出

- 障がいのある職員一人ひとりの特性・能力等を把握し、可能な限り本人の希望も踏まえた上で、本人に合った業務の割振り又は職場の配置を行うなど、障がいのある職員一人ひとりの活躍の場を確保できる職務の選定や創出について検討する。
- 身体障がい等により従来の業務遂行が困難となった職員から相談があった場合は、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。

3 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

- 障がいのある職員に対しては、業務等に関する悩みや不安、必要な配慮等の有無について、所属長が把握することとし、その内容を踏まえて検討を行い、必要に応じて措置を講じる。
なお、措置を講じるに当たっては、障がい者からの要望を踏まえつつも、過度な負担にならない範囲で適切に実施する。
- 時間単位の年次休暇や病気休暇などの各種休暇の利用を促進する。
- 募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。
 - ・特定の障がいを排除し、又は特定の障がいに限定する。
 - ・自力で通勤できることといった条件を設定する。
 - ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。
 - ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。
 - ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。

4 その他

- 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。